

令和3年4月1日スタート

富士市パートナーシップ宣誓制度のご案内とご協力をお願い

1 制度の概要について

■パートナーシップ宣誓制度とは？

二人がお互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持ち協力し合って共同生活を行うことを約束した関係であることを市に対して宣誓する制度です。

市役所に宣誓書を提出することで宣誓でき、市は受領証を交付し、二人が宣誓したことを公的に証明します。

セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人に限らず、事実婚の人も宣誓できます。

■宣誓要件

- ・成年に達していること（満20歳以上の人）
- ・少なくともどちらか一人が富士市民であること
- ・戸籍上の配偶者がいないこと
- ・宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ・宣誓者同士が近親者でないこと

※制度に関して詳しくは、市ウェブサイトに掲載しているガイドブックを御覧ください。



パートナーシップ宣誓制度
ガイドブック

■交付される書類

- ・パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ）
- ・パートナーシップ宣誓書受領カード（運転免許証サイズ）

受領証見本（A4サイズ）



市ウェブサイトQRコード

受領カード見本（表・裏）（運転免許証サイズ）



〔問い合わせ〕

富士市役所 市民部 多文化・男女共同参画課

《電話》0545-55-2724 《FAX》0545-55-2864

《E-mail》si-danjo@div.city.fuji.shizuoka.jp

■ 手続の流れ

① 事前予約をする

宣誓したい日の14日前までに、事前予約します。



② 宣誓する

宣誓する二人で多文化・男女共同参画課に来庁し、その場で宣誓書に記入し、以下の書類とともに提出。

(必要書類)

- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（住所を確認するため）
- ・戸籍抄本（婚姻していないことを確認するため）
- ・本人確認できる書類（マイナンバーカードや運転免許証など）

※通称名で宣誓することもできます。



③ 宣誓書受領証等を受け取る

宣誓書の提出後、「パートナーシップ宣誓書受領証」等を受け取ります。

■ 宣誓書受領証の効果

- ・市営住宅への入居申込が可能となる。
- ・市立中央病院で、手術・検査などの同意代行者として認められる。 など

※今後受けられるサービスを増やしていきます。

※民法の規定に基づく法律上の婚姻と異なり、この制度で宣誓しても法律上の効力はなく、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等さまざまな権利・義務は発生しません。

2 制度へのご協力をお願い

この制度は、法律上の効果はなく、戸籍や住民票の記載が変わることはありませんが、宣誓されたお二人のパートナーとしての思いを尊重し、富士市として応援するものです。

この趣旨をご理解いただき、各現場において、宣誓者に対し提供できる市民サービスについて、積極的な対応をお願いいたします。